

大井九条の会

大井九条の会
事務局連絡先
83-2358 二上

4月9日の定例会では

最初に布施祐仁さんの「日米同盟に潜むリスク外交の選択肢を増やし、米中対立を緩和する役割の発揮を」と題するインタビュー記事をもとに学習し、今後の学習資料のあり方についても議論しました。その後、8月行事について話し合い、定例会の持ち方については、次回定例会で、全てオンラインでの会議を試してみることになりました。

誘われるままに興味で始めた俳句のお陰で、今、私の生活は豊かなものになっています。

・菜の花や土手を優しく包みおり (光子)
朝、北窓を開けると国道255の土手は菜の花がいっぱい。菜の花は明るい初春の象徴のような花だと思ふ。今日もきつと平凡だけれど幸せな一日が送れそうという気分させてくれる。私は隣の松田町で生まれ育ったが、農家だった我が家の田も菜種油を採るための菜の花がいっぱいだった。菜の花を見ると懐かしい思い出も蘇る。この菜の花は、隣の今は亡きUさんが何年も前に種を蒔き育てられていたもの。Uさんに感謝だ。

「俳句」のお誘いそして「九条の会」に思うこと

バス待ちの五分なくさむ桃の花 (光子)
大井町役場前のバス亭から見えるMさんの畑の桃の花が見事だ。数日前、直売所を営むMさんに野菜を買った折りにピンクと白の桃の花をいただいた。どの木のどの枝だったのかしら？花桃だろうから実は小さいのだろうね、でも見事な花で活けても日持ちもよいよ、などと思いつつ、指を折りつつ「5, 7, 5」を考えた。どんな時でもどんな場所でも楽しめる俳句作りを進めてくれた近所の友、Nさんに感謝だ。

ところで、俳句ができるのも平和であるからこそ、と考えていました。しかし、最近、「戦時下のウクライナで俳句が詠まれてる」という新聞記事（「赤旗」4/4付け）を読み、驚きました。今や俳句は日本のものだけでは無く世界に広がっているというニュースは以前に見聞きしていたのですが、よもやウクライナ

新松田駅前北口宣伝行動

4月8日(土) 10時より実施。
元気よく声かけし、憲法センターのビラを配布しました。



日本国憲法 第二章 戦争の放棄
第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

で。衝撃的な感動を受け多くの人に紹介しています。
・地下壕に紙飛行機や子らの春
・さくらさくら離れ離れになりゆけり
・地雷除去春を待ちつつ見渡す野
・にんにくの芽のあをあをと小暗がり
・真つ暗な空がミサイル落としけり
・雨に転がる血まみれの小さき靴
・街の灯の消えハルキウの星月夜

(ウラジスラバ・シモノバ)
また、句集を今準備しているという黛まどかさんの言葉にも感動を受けました。
「戦時下で俳句を作ることは、限られた中でも、花や空や自然の美しさを見いだす自由と権利を行使し続けること。心は戦争に翻弄されないという意味表示です。」
「人が自然をきれいだと思う心は時代も国も超えるのですね。自然の中に、命の根源を見いだすからなのかもしれません。」

この文を読み、私は、私の自然をきれいだと思う心を大事にしたいと思いました。この心は私のものだけでなく、時代も国も超えるものなのだと思うと、自分が一人なのではない、何やら、大きな、明るい気持ちになってきます。



そして、自然の美しさを見いだす自由と権利を行使することは、何も俳句に限られたことではないと思います。九条の会では、先日、「九条を守ろう」という街宣を行いました。「自然の美しさを守ろう」「平和な社会を守ろう」「九条を守ろう」との訴えは繋がっていると思います。訴えは、「自由と権利を行使すること」だと思いました。

美しい、人の心に届く言葉を紡ぎだしたいものです。「俳句」でも、「九条の会」の諸活動でも。きっとそのことが、戦時下でも追求し続けている人と連帯することに繋がっていくと思うのです。 二上光子

次回定例会

- ・5月12日(水)
- ・19:00 ~
- ・オンライン(スカイプ)